

# 奈良市公報

号外第16号

平成24年10月3日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 監査

- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………1
- 定期監査の実施結果……………4

### 公営企業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………5
- 奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関の指定の一部改正……………5
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………6
- 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程……………6
- 奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程……………6
- 会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する規程……………6
- 奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程……………7
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程……………8
- 奈良市水道局情報化推進に関する規程……………8
- 奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程……………9

### 消防

- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令……………9
- 奈良市消防事務専決規程及び奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令……………10

### 教育委員会

- 臨時教育委員会の開催……………10
- 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱……………11
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………16

### 選挙管理委員会

- 選挙管理委員会委員長の就任……………16
- 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定……………16
- 奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数……………16

### 議 会

- 奈良市議会が管理する行政文書の開示に関する規程……………16
- 奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱及び奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領を廃止する告示……………16
- 奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程……………17
- 奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程……………17

## 監 査

### 奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成24年3月28日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 石原 俊彦  
同 大坪 宏通  
同 井上 昌弘  
奈 監 第 31 号  
平成24年3月23日

請求人  
奈良市古市町491番地  
中西 信彦 様

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 石原 俊彦  
同 大坪 宏通  
同 井上 昌弘

### 住民監査請求の結果について（通知）

平成24年1月27日付けで提出のあった住民監査請求については同年2月2日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

### 記

- 1 監査対象  
奈良市都市整備部都市計画室西大寺駅周辺整備事務所
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述  
地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年2月17日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
- 3 関係人の事情聴取  
地方自治法第199条第8項の規定により、平成24年2月21日、都市整備部長、都市計画室長、西大寺駅周辺整備事務所長に対し事情聴取を行った。

## 4 請求の要旨(原文のとおり)

平成24年1月27日付け住民監査請求書

平成23年10月20日付、行政文書開示決定通知書奈整西整第50号に基づく開示決定に伴い説明された支出負担行為伺書(物品)において

- ・発注日平成23年8月3日
- ・納期限及び検収日平成23年8月4日
- ・職員は、橋本所長・大西補佐・松山係長及び往西係員他(往西係員が、いずれかの上司の指示により購入したものと思料される。)
- ・西大寺駅周辺整備事務所においては、既に平成22年度末に朱肉を補充用として余分に購入しているにも拘わらず、仕事で押印をする際に何百回も押印することのない職場であるのに、職場で必要と認められない個人的な理由により、恰も所員6名全員が仕事等に支障来す恐れがあるものと装い、市民の税金である公金を使用し支出時30万円以下の入札のいらない随意契約による消耗品扱いとして

平成23年度支出負担行為伺書(物品)

負担行為番号49336使途説明(摘要)

使途説明(摘要)

布ガムテープ他(事務執行用)No1物品コード  
はん蔵 HDL-502 6個 2,520円(@420円)

「はん蔵」は商品名であり、個人の印鑑をケース内に固定させて押印をする際ケース先端部に取り付けられている朱肉部分が開き押印される。

使用されたときの欠点は、朱肉に付け押印したときのように印影が全体にはっきりせず押印するたびに印影の前後左右に濃淡が出来る。又ケース朱肉部分にはん蔵専用の朱液を補充しなくてはならない別途支出が必要となる。更に印鑑のサイズが決まっているところから他の職員に継続して使用することについても疑問が残る。それでは、この「はん蔵」の最後は所持した職員の個人所有となり移動・退職時も消耗品であるから、返納等確認することなくそのままになっている現状にある。

～ 公金の支出手続書類形式要件は満たしている用に作成しているが、物品内訳を確認すると職員として必要でない物品が判明した。

職員個人的に必要と思うのであれば私的に購入すればよいことである。事務所職員に個人的な思いを遂げるために公金をどのようにして使用すれば支出出来るルールに載せることが出来るかを考え、上司等へ言葉巧みに説明公金を支出させた行為、又決裁押印欄へ押印をした馴れ合い・法を逸脱した対応については、公金(税)を直接私するのと何ら変わりはない。

上記内容の違法不適切な支出が認められるので奈良市として消耗品と言えども公金で購入する必要性はない。～ 職員個人の問題であり、個人で購入すればよいことである。組織を利用し、又組織人である上司・他の職員がした行為は、

交通標語にあった「信号無視みんなで渡れば怖くない」

に、然も似たりである。

この行為は、金額は少額と思われるが、西大寺駅周辺整備事務所においては、日常茶飯事のように思料される。

同じ開示の支出行為にレインスーツ(雨具)については、約1ヶ月づらして3回も購入している。

・名称もレインスーツ・業務用レインスーツ(通称雨具・雨かっぱ等)を3回に振り分け記載方法を変えて購入

～ 状況内容は、以前の監査請求と大差なく同様である。

しかし違うのは、同じ場所で購入しているにも拘わらず商品の単価が最初の時より、だんだん上がっているのである。

(このような名称内容等で会計課も目を瞑ってオーケー・オーケー通過)

◎これらのことに敢えて意図的などところを感じざるを得ない。

出先(西大寺駅周辺整備事務所等)である部所は、本庁に会計管理において支出等管理のチェックできる十分な体制が必要である。消耗品等決裁のできる方の資質以前の問題であり、市民に対する重大な裏切り行為である。

・奈良市として私的に公金を支出させ物品購入をする根拠が無いのに2,520円もの税を適正を装い違法に支出し損害を与えさせた。

・職員である私的な個人が、個人的な思い等を遂げるために公金をどのようにして使用すれば支出出来るルールに載せることが出来るかを考え、上司等へ言葉巧みに説明公金を支出させた行為、又決裁押印欄へ押印をした馴れ合い・法を逸脱した対応については、公金(税)を直接私するのと何ら変わりはない。

担当職員等からの返金は当然のことであり、その行為は適正な公金の支出をしている振りをし個人的に私するのは支出されないものと認識し、組織を利用して違法行為をした行為は責任重大であることから「一罰百戒」の厳罰にすべきである。

・支出の消耗品代と称されるものは単価は少額でも各所属の支出頻度等を考えれば多額の公金が支出となり物品が、私物化されている現状にあります。

監査事務局・監査委員の方々の監査業務は、会計課担当者にお任せですか「慣れ・馴れ合いですか。」監査委員の方々の議事録もないということですが、原発関係会議等と同様に記録が存在しないです。そのときになって今の政府のようなことを市に言わせないで下さいね。最後は重税・サービス無し等、今請求している物品購入は「たかが消耗品」ではありませんよ。

以上

5 監査対象事項

西大寺駅周辺整備事務所（以下「西大寺事務所」という。）において、平成23年8月3日に発注した朱肉付印鑑ホルダー（商品名「はん蔵」、以下「はん蔵」という。）に対する支出は不当な公金の支出にあたるかどうか。

なお、上記支出の他に請求人が請求対象としている支出については、具体的に示されておらず証拠の提出もされていないため、地方自治法第242条第1項の規定により監査対象外とする。

6 監査の結果

（事実関係）

(1) 西大寺事務所は、平成23年8月3日付け西大寺事務所長専決による支出負担行為を行い、市内業者に対し、はん蔵6個を発注し、同月4日に現品を受領している。購入単価は420円で、はん蔵に対し合計2,520円を支出している。

なお、支出負担行為伺書の物品用内訳書中、はん蔵の商品名とともに記載されている型番が「HDL-502」と記載されている。カタログによれば「HDL-502」となっており、物品用内訳書の記載誤りであるが、同一のものであることを確認した。

(2) 西大寺事務所では、平成22年度中に朱肉を3回に分けて、合計22個購入している。

（西大寺事務所の見解）

西大寺事務所に対し、資料として本件奈良市職員措置請求に対する見解を求めたところ、次のような見解が提出された（原文のとおり引用）。

平成24年1月27日付奈良市職員措置請求に対する見解について

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業は、平成23年3月末現在事業ベースで約82%の進捗状況であり、平成29年度末の完成に向け、職員一同努力をしているところであります。

今回の職員措置請求について関連する平成22年度に購入した朱肉の購入状況は次のとおりであります。

	購入年月日	品名	購入数	使用数	保管数
1	H22. 7. 9	文化朱肉CR-SU5	10	2	8
2	H23. 3. 9	朱肉MG75	6	-	6
3	H23. 3. 28	朱肉MQN-60	6	-	6

上記1については、比較的コンパクトなサイズであり、地権者等との交渉時に持ち運びができれば便利であるので購入し、現在2個使用中であります。2及び3については、主に来客及び審議会用として購入しました。現在使用には至っておりません。

当事務所におきましては、事務の合理化、簡素化に努めており、保管している朱肉の使用については、地権者との書類を取り交わす際や審議会委員等の署名捺

印の際、より鮮明な印影が必要であるため使用することとし、はん蔵については、朱肉を付ける手間がいらず、印鑑を装着するだけで連続捺印等が行なえ、日常の煩雑な業務の中で事務の簡素化のため使用することとしました。また、同じような特徴のあるシャチハタ印との違いは、シャチハタのように変形や印影が消えることが無く、書類による使い分けを必要としないものであります。

はん蔵は、業務を遂行する上で、多くの図面や申請書及び契約書等を扱うことが多いため、朱肉による重要書類の汚れ等の付着を防止し、簡易に使用できることから必要と考えます。

この購入にあたっては、上記の利便性や書類の汚れ防止を考慮した結果9mm～12mmまでの丸型及び小判型の印鑑に適用でき、日常職員が使用する印鑑のほとんどに適合するものと判断しました。

現在、H23. 8. 4に購入した6個内、1名が使用しているところであり、在庫として5個保管しています。

はん蔵は、決して私的に使用するものではなく、事務の簡素化のため、必要に応じて購入したものであり、適正な執行であると考えます。

（監査委員の判断）

地方自治体の事務の経費について、地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とし、また地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」としている。

もっとも、何を必要且つ最少の限度というかについては、当該事務の目的、当該経費の額のみならず、予算執行時の社会経済状況等の下で、社会通念に従って判断されるべきものであり、この判断は、予算執行権限を有する者の裁量に委ねられていると解される。

しかしながら、物品の購入に係る公金の支出が、当該事務の目的、効果の観点からみて、その必要性が希薄で、社会通念上不適当な場合は不当な公金の支出と判断すべきである。

はん蔵の必要性について、西大寺事務所の説明を検討すると、連続捺印が可能であるとの説明に関しては、連続して捺印する必要のある事務処理がどれ程の頻度で行われ、どの程度の時間短縮効果があるのか十分な説明がなされているとは言えない。更に、朱肉による重要書類の汚れを防止できる等との説明についても、その効果に対する必要性を理解するには十分ではない。

以上により、平成22年度までに購入された既存の朱肉を使用することに比して、より積極的にはん蔵を購入し使用することの必要性が希薄で、現下の厳しい財政状況において、差し迫った必要性のない物品の購入

は、社会通念上不適当と判断すべきである。

よって、請求人の主張に理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により、西大寺駅周辺整備事務所長に対し別紙のとおり勧告した。

奈 監 第 30 号  
平成24年3月23日

西大寺駅周辺整備事務所長

橋 本 雄 司 様

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 石 原 俊 彦  
同 大 坪 宏 通  
同 井 上 昌 弘

地方自治法第242条に基づく住民監査請求について  
(勧告)

平成24年1月27日付けで提出のあった職員措置請求については、別紙請求人への通知のとおり、請求には理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により下記のとおり勧告する。

記

1 措置内容

平成23年度に購入した「はん蔵」6個分2,520円の返還を求める。

2 措置期限

平成24年3月30日

なお、措置を講じられた場合は、地方自治法第242条第9項の規定によりその旨を監査委員に通知されたい。

(平成24年3月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年3月28日

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 石 原 俊 彦  
同 大 坪 宏 通  
同 井 上 昌 弘

奈 監 第 34 号  
平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市議会議長 上 原 雋 様

奈良市選挙管理委員会委員長 河 村 武 様

奈良市農業委員会会長 大 西 崇 夫 様

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 石 原 俊 彦  
同 大 坪 宏 通  
同 井 上 昌 弘

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環 境 部

環境事業室 企画総務課 収集課 環境清美工場  
都市整備部

都市計画室 J R奈良駅周辺整備事務所 西大寺  
駅周辺整備事務所

建 設 部

道 路 室 土木管理課 道路建設課

下 水 道 室 下水道総務課 下水道維持課 下  
水道建設課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

(水 道 局)

業 務 部 総務課 料金お客様課

技 術 部 配水課 給水課

浄 水 場 水質管理課

2 監査期間

平成24年1月10日～同年3月28日

3 監査方法

平成23年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成23年11月末日現在(水道局については、同年12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環 境 部

企画総務課

(1) し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済については、収入未済の解消に向け、より一層の徴収努力を要望する。

(2) 環境部職員被服費の本年度の指名競争入札において、落札率が非常に高い結果となっていた。経済性の観点から、仕様の見直しや予定価格の妥当性の検討などを行い、適切な調達にとめられたい。

(3) 環境清美センター事務厚生棟管理業務委託において、委託契約書に契約保証金に関する事項が記載されていなかった。予算決算及び会計令第100条や奈良市契約規則第20条に則り、適切に契約書を作成されたい。

収 集 課

中高層住宅等ごみ収集運搬業務委託外2件の業務委託において、委託契約書に契約保証金に関する事項が記載されていなかった。予算決算及び会計令第

100条や奈良市契約規則第20条に則り、適切に契約書を作成されたい。

環境清美工場

- (1) 一般廃棄物処分手数料、破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入の滞納繰越分の収入未済は、長期化した滞納債権となっている。

収入未済の解消に向け、滞納者に対する納入指導と追跡調査を不断に行い、法に基づく対処も検討されたい。

- (2) 場内作業用重機賃借の契約相手は、環境清美工場や環境部の他課が滞納債権を有している業者であった。「奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」を踏まえ、契約相手として適切であるか慎重に判断されたい。

- (3) 焼却炉機械設備業務委託において、1千万円以上の委託契約であるにもかかわらず予定価格決定者が課長職の工場長になっていた。「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱内規（平成12年9月1日施行、平成23年9月1日からは予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領）」によると、1件の見積金額が1千万円以上の委託契約の予定価格決定者は次長職以上の者と定められている。

決定権限のある次長職以上の職員により予定価格調書を作成されたい。

- (4) 建物敷地等警備保安業務委託において、予定価格調書が作成されていない。適正な事務処理に努められたい。

建設部

土木管理課

- (1) 土木使用料の道路占用料について、占用許可し納入通知書を発行する際、納期限を定めおらず、会計年度を越えても納入されていないものがあつた。

地方自治法施行令第154条第3項に従い、納期限を定めるとともに、占用許可を行ったものは、早期の収入に努められたい。

また、それらの収入未済が、翌年度への繰越調定されていない。奈良市会計規則に従い、繰越し処理を行ない滞納債権として管理されたい。

- (2) 窓口での証明手数料やコピー代の収納を行っているが、つり銭資金の交付を受けておらず、つり銭資金保管簿や金種表が作成されていない。また、領収書に通番が付されておらず、金額や日付の記入漏れが見られた。

土木管理課の公金等取扱マニュアルによれば、収納した現金は毎週調定し銀行に払い込むことになっているが、実際には月1回程度しか行わ

れていなかった。

奈良市会計規則第19条の2や公金等取扱マニュアルに則り、適切に事務処理されたい。

- (3) 長期にわたって収入未済となっている工事請負契約解除による違約金に関する根拠文書が無かつた。経緯の把握を可能な限り行われたい。また、再びこのようなことが無いよう適切な事務処理に努められたい。

下水道総務課

農業集落排水事業分担金、下水道事業費受益者負担金及び下水道使用料の滞納繰越分の収入未済について、負担の公平性を確保するため、より一層の徴収努力を要望する。

また、長期化した滞納債権である水洗便所設備資金貸付回収金については、追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

下水道維持課

月ヶ瀬地区浄化センター脱水汚泥収集運搬業務委託において、体積1㎡あたりの金額で単価契約しているが、実態はバキューム車の運搬回数を体積に換算し委託料を支払っていた。

実態と契約内容の整合性を図られたい。

(水道局)

業務部

料金お客様課

水道料金の過年度未収金について、今後とも未収の解消に向け、より一層の徴収努力を要望する。

(平成24年3月28日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第6号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年3月16日

奈良市水道事業管理者

福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 大栄商会	代表取締役 戸口 勝彦	大阪府枚方市船橋本 町二丁目20番地の5	平成24年 3月9日

(平成24年3月16日掲示済)

奈良市水道局告示第7号

昭和62年奈良市水道局告示第2号（奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

第2項中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改める。

(平成24年3月16日揭示済)

## 奈良市水道局告示第8号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年3月23日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
すいどう屋 坂本設備	坂本 浩二	奈良県香芝市上中 450番地の6	平成24年 3月21日

(平成24年3月23日揭示済)

## 奈良市水道局告示第9号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年3月30日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
家包設備	津田 博生	奈良市中山町1686番 地の3	平成24年 3月22日

(平成24年3月30日揭示済)

## 奈良市水道局管理規程第1号

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程（平成6年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「短時間勤務の職を占める職員」の次に「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を加える。

第8条を次のように改める。

(通勤手当)

第8条 通勤手当の額その他の取扱いについては、再任用

短時間勤務職員の例による。

第17条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

別記様式中「給料月額」を「報酬」に改める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

## 奈良市水道局管理規程第2号

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程  
奈良市水道局会計規程（昭和57年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「預金は」を「企業出納員は、預金について」、「通帳又は」を「作成した」に、「関係帳簿と」を「関係帳簿」に改める。

第112条中「配水小管（75ミリメートル未満）、配水補助管、管渠及びこれらの附属設備並びに」を削る。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

## 奈良市水道局管理規程第3号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する規程

会計帳簿等の様式に関する規程（昭和44年奈良市水道局告示第7号）の一部を次のように改正する。

別記第22号様式を次のように改める。



第8条管路情報係の部分中第4号を削る。

第9条給水装置第二係の部分に次の2号を加える。

(3) 貯水槽水道の設置者への指導等に関する事。

(4) 貯水槽水道の調査及び研究に関する事。

第9条中貯水槽水道係の部分削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

#### 奈良市水道局管理規程第5号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第33条の2の次に次の2条を加える。

(特定任期付企業職員の特例)

第33条の3 第2条の規定にかかわらず、奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)の給料月額決定については、特定任期付職員(任期付職員条例第5条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の例による。

2 第3条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。

3 任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付企業職員業績手当の支給については、特定任期付職員の例による。

4 第30条の3第1項の規定にかかわらず、特定任期付企業職員の管理職員特別勤務手当の額は、特定任期付職員の例による。

5 第31条第3項及び第4項の規定にかかわらず、特定任期付企業職員の期末手当基礎額の算出については、特定任期付職員の例による。

(一般任期付職員の特例)

第33条の4 任期付職員条例第2条第2項の規定により採用された職員の初任給、昇格及び昇給の基準は、管理者が別に定める。

附則第12項中「平成21年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「、第31条第3項及び第4項(第32条第4項において準用する場合を含む。)並びに第32条第3項」を「及び次項第3号」に改め、「(次項に規定する特定職員について第12条の2第1項、第28条、第31条第3項及び第4項(第32条第4項において準用する場合を含む。)並びに第32条第

3項の規定を適用する場合には、次項第1号の規定により計算した額)」を削り、同項第2号中「及び7級の職員並びに職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの」を「の職員」に、「100分の3」を「100分の3.5」に改め、同項第3号中「職務の級9級」を「職務の級が9級」に、「100分の4」を「100分の5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職務の級が7級の職員及び職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの給料表の額の100分の4に相当する額

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

#### 奈良市水道局管理規程第6号

奈良市水道局情報化推進に関する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市水道局情報化推進に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良市水道局(以下「水道局」という。)の情報システムの適正かつ効率的な運営を目指し、水道局の情報化施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部課 奈良市水道局組織規程(平成14年奈良市水道局管理規程第2号)第2条第1項に規定する部及び部に置かれる課をいう。

(2) 各課 部に置かれる各課をいう。

(3) 各課長 各課の長をいう。

(4) 情報化施策 総合計画並びに奈良市情報化推進計画に関連する情報化施策及び奈良市水道事業中長期計画に基づく情報化施策をいう。

(水道局最高情報統括責任者)

第3条 水道局の情報システムの適正かつ効率的な運用を図るため、情報化全体を指導統括する水道局最高情報統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

2 統括責任者は、水道事業管理者をもって充てる。

3 統括責任者は、情報化を迅速かつ総合的・計画的に推進していくため、次に掲げる事項を統括する。

(1) 情報化施策の企画及び立案に関する事。

(2) 部課における情報化施策の評価及び調整に関する事。

(3) 情報化施策の進行管理に関する事。

(4) 情報セキュリティ対策に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、情報化の推進に関し必



要な事項

4 統括責任者は、情報システムの新たな構築又は更新などに対する評価を行うに当たり、必要に応じてCIO補佐官（奈良市情報化推進に関する規則（平成22年奈良市規則第85号）第4条に規定するCIO補佐官をいう。）の助言を求めることができる。

（IT運営委員会）

第4条 前条第3項各号に掲げる事項の調査審議及び調整を行うため、IT運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

3 委員長は、業務部長をもって充てる。

4 副委員長は、技術部長をもって充てる。

5 委員は、業務部次長、技術部次長、浄水場長、経営管理課長、総務課長、配水課長及び委員長が指名する課長をもって充てる。

（委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（実施状況の報告等）

第6条 委員長は、各課長に対し、各課における情報化施策の実施状況についての報告その他必要な措置を求めることができる。

2 委員長は、情報化施策の実施状況を取りまとめ、統括責任者に報告するものとする。

（情報システム評価部会）

第7条 情報システムの新規導入又は内容の変更に対する評価を行うため、委員会に情報システム評価部会（以下「評価部会」という。）を設置する。

2 評価部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

（専門部会）

第8条 情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、委員会に専門部会を設置する。

2 専門部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

（各課長の責務）

第9条 各課長は、委員長のもと、統一的、効果的かつ効率的な情報化施策の推進に努めなければならない。

2 各課は、所掌する事務に係る次の事項を処理するものとする。ただし、委員長が統一的な処理をする必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 情報化施策の企画及び立案に関すること。

(2) 情報システムの開発及び運用その他の情報化施策の実施に関すること。

(3) 情報セキュリティ対策の実施に関すること。

(4) 情報化施策の推進に従事する職員の育成に関するこ

と。

3 各課長は、新たに情報化施策を実施する場合又はこれを変更し、若しくは廃止する場合は、別に定める手続により、あらかじめ委員長に協議するものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、経営管理課情報管理室において処理する。

（その他必要事項）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程の廃止）

2 奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第7号）は、廃止する。  
（平成24年3月30日揭示済）

奈良市水道局管理規程第7号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

3 任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項の規定により採用される職員をいう。）の採用については、奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の定めるところによる。

第38条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

奈良市消防局長 野口隆身

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「36人」を「37人」に改め、第5号中「126人」を「127人」に改め、第7号中「5人」を「8人」に改め、第8号中「117人」を「112人」に改める。

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全職員

奈良市消防事務専決規程及び奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

奈良市消防局長 野口隆身

別表（第3条関係）

区分	勤務時間	休憩時間	睡眠時間	週休日
隔日勤務	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで	2時間	6時間30分	所属長が別に定める。
三部勤務	日勤	毎日勤務の例による。		
	当直	隔日勤務の例による。		
防災センター勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間		月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び職員ごとに4週間につき4日の割合で所属長が定める日

備考

- 勤務時間等の割り振りその他必要な事項については、所属長が別に定めるものとする。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別に定める。

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年3月31日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第7号

平成24年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年3月22日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

1日 時

平成24年3月26日（月）

奈良市消防事務専決規程等の一部を改正する訓令  
(奈良市消防事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市消防事務専決規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「署長」の次に「、防災センター所長」を加える。

第3条総務課長の部分に次の1号を加える。

(4) 防災センターの使用の承認、取消し及び制限

第5条（見出しを含む。）中「指揮救助隊長」を「防災センター所長及び指揮救助隊長」に改める。

(奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第2条 奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「交替制勤務の職員」の次に「及び防災センターの職員」を加える。

別表を次のように改める。

午後6時から

2 場所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 人事について

議事

議案第88号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

議案第89号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について

議案第90号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の制定について

議案第91号 人事について

議案第92号 奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関

する条例の制定について

議案第93号 奈良市教育センター組織に関する規則の一部改正について

議案第94号 教育委員長の選挙について

議案第95号 教育委員長職務代理者の指定について

傍聴受付は、開催日の午後5時から午後5時50分までです。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年3月22日揭示済)

### 奈良市教育委員会告示第8号

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市教育委員会以外の団体が行う事業(以下「事業」という。)に対し、奈良市教育委員会が後援(事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいう。以下同じ。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(後援の名義)

第2条 奈良市教育委員会が後援を行う場合の名義は、「奈良市教育委員会」とする。

(承認対象団体)

第3条 後援名義の使用承認を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)又はその連合体
- (3) 公益法人、社会教育関係団体又はこれらに準ずる団体
- (4) 教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれをも満たす団体
  - ア 団体の名称及び所在地が明確であること。
  - イ 規約、会則等の定めがあり、団体の意思を表示する代表者及びその他の役員が存在すること。
- (5) 実行委員会等として臨時に設置され、その組織、運営方針等が明らかであり、事業遂行の意思及び能力を有すると認められる団体
- (6) その他奈良市教育委員会が適当であると認める団体

(承認対象事業)

第4条 後援を承認することができる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 奈良市教育委員会の掲げる教育目標又は本市の教育活動の振興に寄与するものであること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。ただし、当該事業の性格によって事業の対象者が限定されるものであっても、奈良市教育委員会が特に必要と認める事

業については、この限りでない。

- (3) 奈良市教育委員会の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれがないこと。
- (4) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としていないこと。
- (5) 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮された場所で開催されるものであること。
- (6) 本市内で開催されるものであること。ただし、市外で開催されるものであっても市民の幅広い参加が期待できるものである等奈良市教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (7) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その金額が適正であること。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものでないこと。
- (9) 公序良俗に反しないものであること。

(申請手続)

第5条 後援名義の使用承認を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、奈良市教育委員会後援名義使用承認申請書(別記第1号様式)を奈良市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。この場合において、教育長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(承認の可否の決定)

第6条 教育長は、前条の申請が提出されたときは、後援名義の使用承認の可否について奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第2条に規定する会議(以下「会議」という。)に諮るものとする。

(決定等の通知)

第7条 教育長は、会議の結果、後援名義の使用について承認することを決定したときは奈良市教育委員会後援名義使用承認決定通知書(別記第2号様式)により、承認しないことを決定したときは奈良市教育委員会後援名義使用不承認決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 前条第1項の承認を受けた団体(以下「名義使用者」という。)は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、奈良市教育委員会後援名義使用事業変更届出書(別記第4号様式)により直ちに教育長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、第7条第1項の承認を受けた事業が、第4条に規定する要件を満たさなくなると認められるとき、第7条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

(報告)  
 第10条 名義使用者は、事業終了後、速やかに後援名義使用事業実施報告書(別記第5号様式)を教育長に提出しなければならない。この場合において、教育長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。  
 (補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に申請のあった後援名義の使用承認について適用する。

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

奈良市教育委員会後援名義使用承認申請書

(あて先) 奈良市教育委員会教育長

申請者 所在地  
 団体名及び  
 代表者名  
 電話番号

㊟

奈良市教育委員会の後援名義の使用承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	
主催者及び共催者	
開催期間	年 月 日( )から 年 月 日( )まで
開催場所	名称 所在地
参加対象	
事業目的	
事業内容	
入場料、参加費等	無 ・ 有( 円)
他の後援予定団体	
連絡先	担当者氏名 ..... 電話番号
備考	

添付書類： 開催要領、企画書、収支予算書等  
 団体の規約、会則、役員名簿等  
 その他参考となる資料( )

第2号様式(第7条関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市教育委員会教育長

印

奈良市教育委員会後援名義使用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市教育委員会の後援名義の使用承認申請について、次のとおり承認することを決定しましたので通知します。

事業名	
期間	承認の日から 年 月 日( )まで
条 件	

第3号様式(第7条関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市教育委員会教育長

印

奈良市教育委員会後援名義使用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市教育委員会の後援名義の使用承認申請について、次のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

事業名	
不承認の理由	

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

奈良市教育委員会後援名義使用事業変更届出書

(あて先) 奈良市教育委員会教育長

申請者 所在地  
団体名及び  
代表者名  
電話番号

㊞

年 月 日付けで承認のありました奈良市教育委員会の後援名義の使用事業について、次のとおり変更しましたので届出します。

事業名	
変更の内容	
変更の理由	

第5号様式(第10条関係)

後援名義使用事業実施報告書

年 月 日

(あて先) 奈良市教育委員会教育長

申請者 所在地  
団体名及び  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け第 号で承認のありました事業について、次のとおり報告します。

事業名	
開催期間	年 月 日( ) から 年 月 日( ) まで
開催場所	名称 所在地
参加人数等	
事業の概要	

添付書類： 収支決算書

パンフレット等事業に関する資料

その他参考となる資料( )

(平成24年3月22日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

**奈良市教育委員会規則第1号**

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則(昭和53年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「生涯学習係」を「総務係 生涯学習係」に、「推進指導係」を「放課後児童育成係」に改める。

第5条生涯学習係の部分の前に次のように加える。

総務係

- (1) 生涯学習の基本計画及び総合調整に関すること。
- (2) 社会教育関係団体の総括に関すること。
- (3) 社会教育委員に関すること。
- (4) 所管に属する施設の維持管理に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

第5条生涯学習係の部分中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (3) 家庭教育に関すること。
- (4) 視聴覚教育に関すること。
- (5) 公民館に関すること。
- (6) 公民館運営審議会に関すること。

第5条生涯学習係の部分中第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、同条地域学校連携係の部分の第2号を次のように改める。

(2) 地域学校連携事業の推進に関すること。

第5条地域学校連携係の部分に次の1号を加える。

(3) 地域学校連携事業に係る研修に関すること。

第5条推進指導係を次のように改める。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業の指導員に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。
- (6) 児童育成料の徴収に関すること。

第9条学事係の部分の第1号中「廃止」の次に「の手續」を加え、同部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条教職員係の部分の第2号中「県費教員」を「県費教職員」に改め、同部分の第5号中「及び福利厚生」を削り、同部分の第6号中「県費職員」を「県費教職員」に、「関する」を「関すること」に改める。

第11条第3項中「所長補佐補佐」を「所長補佐」に改め、同条第11項中「室長」を「所長」に改める。

第12条の表学校及び幼稚園の項中「学校教育部」を「教育総務部」に改める。

第13条の表平城京左京三条二坊宮跡庭園の項の前に次のように加える。

放課後児童健全育成事業施設	教育総務部	地域教育課
---------------	-------	-------

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

**奈良市教育委員会規則第2号**

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育センター組織に関する規則(平成23年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「学習支援」を「支援」に改める。

第6条中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

特に必要があるときは、センターに次長及び参事を置くことができる。

第7条第2項及び第3項を次のように改める。

2 次長は、所長を補佐し、その命を受け、所属職員を指揮監督する。

3 参事は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

第7条第4項中「受けて所属職員」を「受け、所属職員」に、「担当掌理し、課長に事故があるときは、その職務を代理する」を「担当掌理する」に改め、同条第5項中「受けて所属職員」を「受け、所属職員」に、「指揮監督し、課長に事故があるとき、又は主幹を置く課において課長及び主幹に事故があるときは、課長の職務を代理する」を「指揮監督する」に改め、同条第7項中「前条第5項」を「前条第6項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(職務の代理)

第8条 所長及び課長に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び第7条の改正規定並びに第7条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の奈良市教育センター組織に関

する規則第6条から第8条までの規定は、平成23年4月1日から適用する。

(平成24年3月30日揭示済)

#### 奈良市教育委員会訓令甲第1号

庁中一般  
関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市教育委員会  
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(図書館長専決事項)

第7条 図書館長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

図書館長共通

- (1) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定
- (2) 1件500万円未満の委託料の支出負担行為の決定
- (3) 前2号以外の1件300万円未満の支出負担行為の決定
- (4) 支出命令書の発行
- (5) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
- (6) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令
- (7) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (8) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理
- (9) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (10) 主管事務に関する統計及び資料等のしゅう集
- (11) 定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
- (12) 施設、設備等の使用許可、使用取消し及び使用制限
- (13) 図書館資料のしゅう集及び貸出の許可

中央図書館長

- (1) 収入金の調定及び調定通知

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

### 選挙管理委員会

#### 奈良市選挙管理委員会告示第5号

平成24年3月31日開催の委員会において、地方自治法

(昭和22年法律第67号)第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

平成24年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

氏名 西久保武志

住所 奈良市六条一丁目13番31-3号

(平成24年3月31日揭示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定しました。

平成24年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

奈良市選挙管理委員会

委員 大西敏之

住所 奈良市東向北町14番地

(平成24年3月31日揭示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第7号

平成24年3月31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数は、次のとおりです。

平成24年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

第1選挙区 1,363人

第2選挙区 1,382人

第3選挙区 1,478人

第4選挙区 1,722人

第5選挙区 1,601人

(平成24年3月31日揭示済)

## 議 会

奈良市議会が管理する行政文書の開示に関する規程を次のように定める。

平成24年3月29日

奈良市議会議長 上原 雋

#### 奈良市議会議程第1号

奈良市議会が管理する行政文書の開示に関する規程奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づく奈良市議会が管理する行政文書の開示については、市長が管理する行政文書の開示の例による。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月29日揭示済)

#### 奈良市議会議程第2号



奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱及び奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

奈良市議会議長 上原 雋

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱及び奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱（平成11年奈良市議会告示第1号）
- (2) 奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領（平成11年奈良市議会告示第2号）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際、現に開示の申請をされた公文書については、この告示による廃止前の奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱及び奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

（平成24年3月29日揭示済）

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市議会議長 上原 雋

### 奈良市議会規程第2号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程（昭和52年奈良市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「経理係」を「議会広報係」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項議会総務課総務係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関すること。

第8条第1項議会総務課総務係の部分中第8号から第10号までを次のように改める。

- (8) 事務局の予算及び決算に関すること。
- (9) 政務調査費に関すること。
- (10) 議長会及び議員共済会に関すること。

第8条第1項議会総務課総務係の部分に次の2号を加える。

- (11) 備品の管理に関すること。
- (12) 他の課の所管に属しないこと。

第8条第1項議会総務課経理係の部分の次のように改める。

議会広報係

- (1) 議会の広報紙に関すること。
- (2) 情報公開及び情報提供に関すること。
- (3) 行政視察の受入れに関すること。
- (4) 議員の経歴及び表彰に関すること。
- (5) その他議会の広報に関すること。

第8条第1項議事調査課議事係の部分中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同部分の第9号中「陳情等」を「及び陳情」に改め、同号を同部分の第6号とし、同部分中第10号から第12号までを削り、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 会議録及び委員会記録の作成に関すること。
- (8) 議決事項の処理に関すること。
- (9) 傍聴に関すること。

第8条第1項議事調査課議事係の部分中第13号を第10号とする。

第8条第1項議事調査課調査係の部分の第3号中「陳情等」を「請願等」に改め、同部分の第4号中「各種の照会に対する調査及び回答」を「照会事項の処理」に改め、同部分の第5号から第9号までを次のように改める。

- (5) 議員提出議案の立案補助に関すること。
- (6) 議会関係例規の制定及び改廃に関すること。
- (7) 議会図書室に関すること。
- (8) 委員会記録の作成に関すること。
- (9) その他調査に関すること。

第8条に次の1項を加え、同条を第7条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

3 第1項に規定する議事調査課議事係及び調査係の共通する事務の範囲については、議事調査課長が定める。別表中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市議会議長 上原 雋

### 奈良市議会規程第3号

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年奈良市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1中「第1号様式」を「第1号様式（第2条関係）」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「議員氏名」を「住所 議員氏名」に改め、同様式その2中「(あて先)」

を「(宛先)」に、「会派名 所在地」を「会派名及び所在地」に改め、「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

別記第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第2条関係）」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「会派名  
代表者氏名  
所在地  
を会派名及びに改める。  
代表者氏名」

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「会  
代表  
所在地  
派名  
を会派名及びに改める。  
者氏名」  
代表者氏名」

別記第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第4  
「議員氏名又  
条関係）」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、会派の名称  
及び代表者氏  
は「住所又は所在地  
及を議員氏名又は会派名に改める。  
名」及び代表者氏名」

別記第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第6  
「議員氏名又  
条関係）」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、名称及び経  
「住所又は所在地  
は会派の  
を議員氏名又は会派名に改め、同様式  
理責任者氏名」及び経理責任者氏名」

別紙中「議員氏名又は会派の  
名称及び代表者氏名」を「住所又は所在地  
議員氏名又は会派名  
及び代表者氏名」  
に改める。

附則  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

(平成24年3月30日揭示済)